

第2版

令和6年能登半島地震

復興支援補助金申請のご案内

はじめに

この冊子の内容は、令和6年能登半島地震の被災者の皆様に向け、各種支援制度の概要について取りまとめたものです。

この冊子に掲載されている情報は**2025年12月1日現在**のものであり、今後、制度内容等について変更となる場合があります。

最新の情報は、中能登町ホームページを参照してください。



中能登町ホームページ
<https://www.town.nakanoto.ishikawa.jp/>

中能登町公式LINE



中能登町

基本メニュー

- 1 「くらし」の復旧・復興に関すること
- 2 「なりわい」の復旧・復興に関すること
- 3 「ふるさと」の復旧・復興に関すること

1	「くらし」の復旧・復興に関すること	申請期限	担当課	申請単位	掲載ページ
① 生活資金に関すること					
1	被災者生活再建支援金の受給	R8.2.2、R9.2.1	住民窓口課	世帯	1
2	災害弔慰金・災害障害見舞金の支給	当面の間	長寿福祉課	個人	3
3	生活家電の購入支援（応急仮設住宅入居者向け）	R8.3.31	長寿福祉課	世帯	3
4	義援金の配分	当面の間	会計課	世帯	4
② 住まいに関すること					
1	被災宅地復旧支援事業	当面の間	土木建設課	個人	6
2	土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援事業	当面の間	土木建設課	個人	8
3	住宅耐震化事業	当面の間	土木建設課	世帯	9
4	能登創生住まい支援金事業	R10.3.31	住民窓口課	世帯	12
5	住まい再建・賃貸入居支援事業	当面の間	土木建設課	世帯	13
6	住まい再建・公営住宅入居支援事業	当面の間	土木建設課	世帯	13
7	住まい再建・転居費用支援事業	当面の間	土木建設課	世帯	14
8	空き家等の家財道具等の処分費助成制度	当面の間	企画情報課	世帯	15
9	空き家等改修支援補助金	当面の間	企画情報課	世帯	15
10	空き家等解体支援補助金	当面の間	企画情報課	世帯	15
11	定住促進奨励金	当面の間	企画情報課	世帯	16
2 「なりわい」の復旧・復興に関すること					
1	創業支援補助金制度	当面の間	企画情報課	個人	17
2	中小企業者等なりわい再建支援補助金	当面の間	企画情報課	事業者	18
3	中小企業者等事業所移転支援補助金	R9.3.31	企画情報課	事業者	18
4	企業誘致助成制度	当面の間	企画情報課	事業者	19
5	雇用促進奨励助成金	当面の間	企画情報課	事業者	19
6	若手人材奨学金返還支援補助金	当面の間	企画情報課	個人	20
3 「ふるさと」の復旧・復興に関すること					
1	地域コミュニティ施設等再建支援事業	当面の間	総務課	団体	21
2	共同墓地復旧支援事業	当面の間	健康保険課	団体	21
3	私道復旧事業	当面の間	土木建設課	団体	21
4	生活道路の復旧・復興支援事業	当面の間	農林課	団体	22
終了した支援制度					
民間賃貸型応急仮設住宅(みなし仮設住宅)の供与					
終了					
土木建設課					
—					
23					
県営住宅の供与					
終了					
土木建設課					
—					
24					
被災家屋の解体（公費解体）					
終了					
生活環境課					
—					
24					
農業機械再取得等支援事業					
終了					
農林課					
—					
25					

申請単位について

世帯 世帯単位で申請できる制度

団体 地域コミュニティ団体(組織)で申請できる制度

個人 個人で申請できる制度

事業者 事業者が申請できる制度

1 被災者生活再建支援金の受給

地震により、居住する住宅に被害を受けられた世帯の世帯主に、罹災証明書に記載のある「住家の被害程度」と「住まいの再建方法」に応じて生活再建の支援金を支給します。

【対象世帯】

罹災証明書の交付を受けた世帯の世帯主の方

①住家が全壊した世帯(全壊世帯)

②住家が半壊または住家の敷地に被害が生じ、その住家をやむを得ず解体した世帯(解体世帯)

③災害による危険な状態が継続し、住家に居住不能な状態が長期間継続している世帯(長期避難世帯)

④住家が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

⑤住家が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

⑥住家が半壊した世帯(半壊世帯)

⑦住家が準半壊した世帯(準半壊世帯)

⑧住家が一部損壊した世帯(一部損壊世帯)

【支援金の種類】

・基礎支援金:住家の被害程度に応じて支給する支援金

・加算支援金:住家の再建方法に応じて支給する支援金

【申請期限】

・基礎支援金:令和8年2月2日

・加算支援金:令和9年2月1日

【申請受付時間】

・平日 午前8時30分～午後5時15分

※土曜、日曜、祝日、年末年始は受付を実施しておりません。

【申請受付場所】

・行政サービス庁舎1階 住民窓口課

※「準半壊」及び「一部損壊」の世帯はオンラインでも申請可能です。
(町ホームページまたは以下の二次元コードから申請してください)

被災者生活再建支援金オンライン申請フォーム
(※準半壊または一部損壊と判定された世帯は、
オンライン申請を利用できます。)



【支援金支給額一覧】

区分	① 基礎支援金	② 加算支援金	合計	
複数世帯 (被災時世帯の 人数が2人以上)	全壊	100万円	建設・購入	200万円
	解体世帯		補修	100万円
	長期避難世帯		賃借	50万円
	大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
	中規模半壊	20万円	建設・購入	100万円
			補修	50万円
			賃借	25万円
	半壊	20万円	建設・購入	100万円
			補修	50万円
			賃借	25万円
	準半壊	10万円	—	—
	一部損壊	2万円	—	—
単数世帯 (被災時世帯の 人数が1人)	全壊	75万円	建設・購入	150万円
	解体世帯		補修	75万円
	長期避難世帯		賃借	37.5万円
	大規模半壊	37.5万円	建設・購入	150万円
			補修	75万円
			賃借	37.5万円
	中規模半壊	15万円	建設・購入	75万円
			補修	37.5万円
			賃借	18.75万円
	半壊	15万円	建設・購入	75万円
			補修	37.5万円
			賃借	18.75万円
	準半壊	7.5万円	—	—
	一部損壊	1.5万円	—	—

【必要書類】

- ・罹災証明書の写し
- ・世帯主の振込先がわかるものの写し(金融機関・支店・口座番号・名義人のフリガナなど)
 - ※世帯主以外の方が受給する場合は、委任状が必要となります。ただし、被災時に同一世帯の方に限ります。被災時に別世帯の方は、受給することができません。
- ・住民票の写し
 - ※被災当時に当該世帯が居住していたことが確認でき、かつ居住する住宅の所在、世帯主及び世帯の構成を確認します。
 - ※住民登録がない場合は、居住していた事実を証明する書類が必要となります。
 - ※役場窓口で住民票の写しを交付する場合は、手数料は免除となります。
 - ※代理申請の場合は、委任状が必要となります。
- ・来庁者の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)
- ・解体世帯は、解体が完了したことが確認できる証明書(解体証明書・滅失登記簿謄本など)
- ・加算支援金申請の場合は、契約書など住家の再建方法がわかるもの
 - ※上記以外の書類が必要になる場合があります。詳しくは担当課へお問い合わせください
- ・その他各種条件により、同意書または戸籍謄本【原本】等の書類が必要です。

【問い合わせ先】 住民窓口課 0767-72-3132

くらしの復旧復興

①生活資金に関すること

2 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

災害により死亡された方のご遺族に災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた方に対し災害障害見舞金を支給します。

【支援対象・内容】

	支援対象	支給額
災害弔慰金	災害により死亡された方の遺族	(死亡された方が) 生計維持者 500万円
		(死亡された方が) その他の方 250万円
災害障害 見舞金	災害により精神又は身体に著しい障害 を受けた方	(障害を受けた方が) 生計維持者 250万円
		(障害を受けた方が) その他の方 125万円

【問い合わせ先】 長寿福祉課 0767-72-3135

くらしの復旧復興

①生活資金に関すること

3 生活家電の購入支援

応急仮設住宅入居者の方へ生活家電の購入を支援します。

【支援対象】応急仮設住宅の入居者

【支援内容】

○対象家電

- ①洗濯機、冷蔵庫、テレビ
- ②エアコン(入居している応急仮設住宅にエアコンがなく設置が必要な方) 1台目に限る

○申請上限

- ①洗濯機、冷蔵庫、テレビ
家電1点あたり**6万円**(消費税含む)
1戸あたり総額**13万円**(送料・設置料・消費税を含む)

- ②エアコン
1戸あたり総額**10万円**(送料・設置料・消費税を含む)

【必要書類】

- ・賃貸型応急住宅三者契約書等(写し)
- ・申請者本人確認書類(写し)
- ・家電購入に係る領収書及び家電の種類や型番がわかる書類(写し)
- ・受取口座を確認できる書類(写し)

【申請期限】 令和8年3月31日

【問い合わせ先】 長寿福祉課 0767-72-3135

4 義援金の配分

能登半島地震により人的被害・住家被害を受けられた方に対して、国内外の皆様から寄せられた義援金を、次のとおり配分いたします。

【配分対象者及び配分対象額一覧】

配分対象者及び配分対象額一覧					
被害区分	対象	申請できる方	配分金額		
			石川県分 (1次～5次)	町分	合計 (県+町)
人 的 被 害	死者・行方不明者	被災地において生活していた事実が住民登録等で証明され、かつ今回の震災によって死亡した事実が死亡診断書等により証明された方 (災害関連死含む) ※行方不明者については、災害弔慰金において、震災後3か月その生死が不明で死亡したものと推定された場合が対象	災害弔慰金受給者	260万円/人	10万円/人 270万円/人
	災害障害見舞金受給者	今回の震災により、精神又は身体に著しい障害を受けた方	災害障害見舞金受給者	130万円/人	- 130万円/人
	重傷者	今回の震災により、1か月以上の治療を要する負傷を負った方 ※被災後の後片づけ作業中に骨折したなどの2次被害は対象外	負傷した本人	10万円/人	10万円/人 20万円/人
住 家 被 害	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	罹災証明書で「全壊」認定された世帯 ※被災者生活再建制度において「解体世帯」と認められた場合を含む	住居に居住していた世帯主	267万円/世帯	10万円/世帯 277万円/世帯
	大規模半壊世帯	罹災証明書で「大規模半壊」認定された世帯		202万円/世帯	7.5万円/世帯 209.5万円/世帯
	中規模半壊世帯	罹災証明書で「中規模半壊」認定された世帯		137万円/世帯	5万円/世帯 142万円/世帯
	半壊世帯	罹災証明書で「半壊」と認定された世帯		72万円/世帯	2.5万円/世帯 74.5万円/世帯
	準半壊世帯	罹災証明書で「準半壊」と認定された世帯		62万円/世帯	1万円/世帯 63万円/世帯
	一部損壊世帯	罹災証明書で「一部損壊」と認定された世帯		23万円/世帯	0.5万円/世帯 23.5万円/世帯

【注意事項】

今後の義援金受入れ状況に応じ、追加配分がある場合は、同じ口座に振り込みます。

すでに義援金を申請している方は、再度の申請は必要ありません。

ただし、住居を解体した場合等は、再度の申請が必要となります。

【申請方法】

①窓口申請

場所:行政サービス庁舎1階 支援金・義援金受付窓口

日時:平日 午前8時30分~午後5時15分

※土曜、日曜、祝日、年末年始は受付を実施しておりません。

②郵送申請

必要な書類をご確認のうえ、次のあて先へ郵送ください。

あて先:〒929-1692

石川県鹿島郡中能登町能登部下91部23番地 中能登町役場 会計課

③オンライン申請

「準半壊」及び「一部損壊」の世帯はオンライン申請が可能です。

(町ホームページまたは以下の二次元コードから申請してください)

【必要書類等】

○災害義援金配分申請書

○通帳の写しまたはキャッシュカードの写し

- ・振込先の口座番号・名義人のフリガナ表記が記載されている部分をコピーしてください。
- ・申請者と振込口座名義が異なる場合は、申請書裏面の委任状を記入し、提出してください。
- ・振込先がゆうちょ銀行の場合は、振込口座を確認するため通帳をお持ちください。

○死亡した方のご遺族

- ・死亡診断書の写し
- ・災害弔慰金支給決定通知書の写し
- ・死亡した方のご遺族であることを証明する書類(戸籍謄本等)
- ・死亡した方が住民登録をしていなかった場合は、居住していた事実を証明する書類(水道・電気等の料金明細、家屋の賃貸契約書等)

○重傷を負った方

- ・医師の診断書の写し ※発行にかかる費用は個人負担となります。

○住家に被害を受けた方

- ・罹災証明書の写し
- ・被災した住家に住民登録がない場合は、居住していた事実を証明する書類(世帯主名義の水道・電気等の料金明細、家屋の賃貸契約書等)
- ・住家を解体した場合は、解体証明書の写しまたは滅失登記済みの登記簿謄本

【問い合わせ先】

(1)配分対象及び配分金額に関するこ

- ・義援金配分委員会事務局(石川県健康福祉部企画調整室) 076-225-1412

(2)配分、申請手続きに関するこ

- ・中能登町役場 会計課 0767-72-3130

能登半島地震災害義援金オンライン申請フォーム
(※準半壊または一部損壊と判定された世帯は、
オンライン申請を利用できます。)



地割れ陥没・擁壁転倒など、地震によって大きな変状が生じた宅地について、被災前と同様な地盤への原型復旧や、液状化の再度災害防止のための地盤改良工事などに要する費用の一部を支援します。

【対象宅地】

地震発生時に住宅(民間企業や団体等の社宅や寮は含まない)の用に供されていた宅地

【対象者】

被災した宅地の所有者、管理者または占有者(管理者または占有者は所有者の承諾を得たものに限る)

【支援内容】

○支援対象

- ①のり面の復旧
- ②宅地の復旧
- ③擁壁の復旧
- ④液状化の再度災害防止のための地盤改良工事
- ⑤住宅基礎の傾斜修復工事(※1)

(※1) 傾斜修復は、「被災宅地等復旧支援事業(本事業)」及び「住宅耐震化促進事業」の対象となっているが、いずれかの制度を選択(併用不可)

○交付基準

対象工事費:最大 **1,200万円**

上 限:最大 **766.6万円** (※2)

(※2) 対象工事費から**50万円**(本人負担)を控除した額に対して2/3を乗じた額(千円未満切り捨て)

・対象工事費とは、対象工事に関する調査、設計、工事に要した費用の合計(消費税を含む)

・申請者が施工業者に対して、対象工事費を全額支払う必要があります(工事完了報告書に領収書をつける必要があるため)。全額の支払いが難しい場合は領収書を遅滞なく提出する旨の誓約書を提出し、補助金の交付を受けた後に支払いを行うこともできます

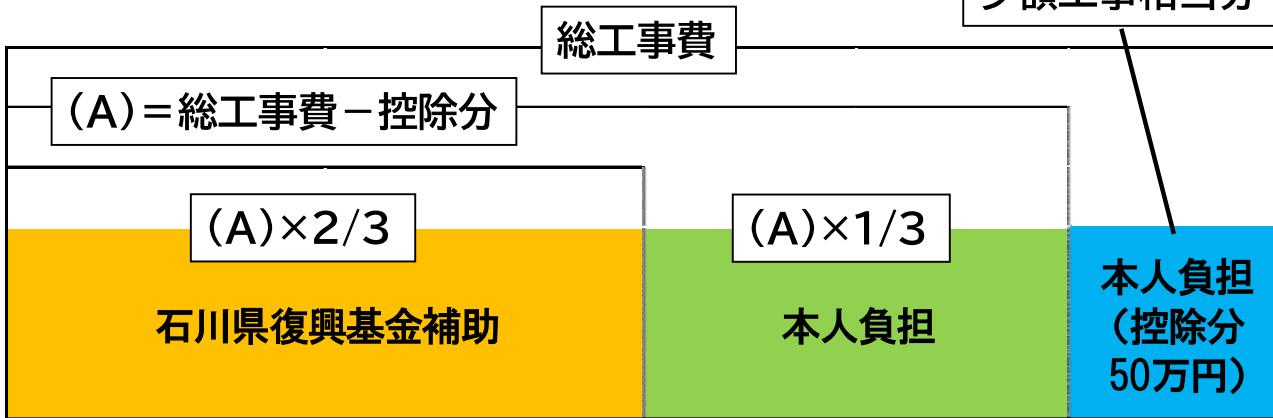
【必要書類】

- ・対象工事の設計図書(位置図、計画平面図等を含む)
- ・対象工事の見積書の写し及びその工事費内訳書
- ・宅地の被災状況を確認できる資料(写真等)
- ・宅地の所有者(申請者を除く)の承諾書(複数の所有者が共有している場合に限る)
- ・宅地の登記全部事項証明書及び公図の写し
- ・宅地が住宅の用に供されていたことが確認できる資料(住民票等)

【問い合わせ先】 土木建設課 0767-72-3921

宅地復旧補助金計算例

応急修理等の
少額工事相当分



工事費	500,000	1,000,000	3,000,000	5,000,000	8,000,000	10,000,000	12,000,000
基金(県)補助 (千円未満切捨)	0	333,000	1,666,000	3,000,000	5,000,000	6,333,000	7,666,000
本人負担	500,000	667,000	1,334,000	2,000,000	3,000,000	3,667,000	4,334,000

計算例

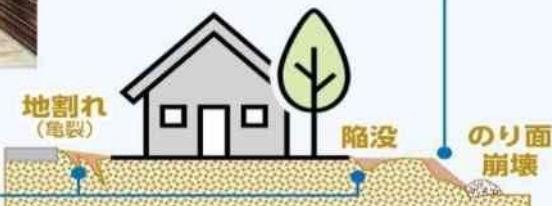
12,000,000円(工事費) - 500,000円(少額相当分) = 11,500,000円(補助対象分(A))
 $11,500,000\text{円}(A) \times 2/3 = 7,666,000\text{円}$ (補助額)
 $11,500,000\text{円}(A) \times 1/3 + 500,000\text{円}$ (少額相当分) = 4,334,000円(本人負担額)

①のり面の復旧 ②宅地の復旧



宅地の地割れ

(対策工法)
・のり面整正、植生
・擁壁



③擁壁の復旧

- 液状化の再度災害防止のための地盤改良工事
- 住宅基礎の傾斜修復工事

(対策工法)

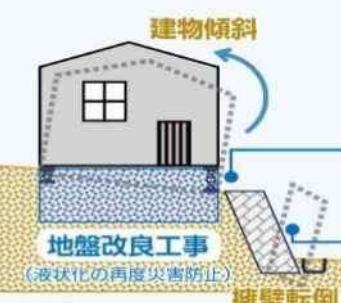
- ・ジャッキアップ工法

(例)・ポイントジャッキ工法

・薬液等注入工法

・耐圧版工法

・鋼管圧入工法(アンダーピニング工法)



(対策工法)

- ・旧擁壁の撤去・復旧

・擁壁工事に伴う排水施設の復旧

土砂災害特別警戒区域内において、地震による住宅被害で再建(移転・建替)が必要となった被災者に対し、住宅の移転に要する費用や現地建替に要する費用の一部を支援します。

【対象者】

以下の2要件を全て満たす、地震による住宅被害で再建(移転・建替)が必要となった被災者

- ①土砂災害特別警戒区域内に、区域指定前から居住していること
- ②住宅が「半壊以上」の判定を受け、被災者生活再建支援制度の対象となったこと

【支援内容】

○支援対象

(1)住宅移転費支援:特別警戒区域(レッドゾーン)・警戒区域(イエローノーン)以外への移転に要する費用

- ①住宅除却費(危険住宅の除却、動産の移転経費等)
- ②移転経費(建築確認等手続費用、賃貸住宅の賃貸費(1年間)等)
- ③住宅建築・購入費等(住宅建設・購入費、土地購入費、空き家等の改修費)

(2)住宅補強費支援:現地(土砂災害特別警戒区域内)での建替(部分建替を含む)時に必要な費用

- ①工事費用:建築基準法に規定された住宅補強工事に要する費用
- ②設計費用:住宅補強工事のための設計に要する費用

○交付基準

(1)住宅移転費支援

要件:被災住宅を除却し、移転先が石川県内であるもの

上限:300万円

(2)住宅補強費支援

要件:移転が困難な被災者

上限:150万円(対象経費に1/2を乗じた額)

【必要書類】

(1)住宅移転費支援事業	(2)住宅補強費支援事業
住民票(申請者分)	住民票(申請者分)
罹災証明書、解体証明書又は 滅失登記簿謄本(閉鎖事項証明書)	罹災証明書、解体証明書又は 滅失登記簿謄本(閉鎖事項証明書)
移転前住宅の位置図、平面図、 配置図、現況写真(敷地・住宅)	移転前住宅の位置図、平面図、 配置図、現況写真(敷地・住宅)
被災住宅の土地所有者の承諾書 (被災住宅と土地所有者が異なる場合)	被災住宅の土地所有者の承諾書 (被災住宅と土地所有者が異なる場合)
被災住宅の公示図書又は 基礎調査公表中の公示図書	被災住宅の公示図書
移転先住宅の位置図及び現況写真 (敷地・住宅)	住宅補強の内容が確認できる資料
補助対象経費(申請に係るもの)の 見積書の写し	補助対象工事費・設計費の見積書の写し
跡地管理誓約書	—

【問い合わせ先】 土木建設課 0767-72-3921

住宅の耐震化を加速させ、町民の安全・安心を確保するため、住宅所有者が実施する耐震改修や傾斜修復などの費用を支援します。(耐震診断、耐震設計の補助もあります)

【対象木造住宅】

現行の木造既存建築物耐震改修工事費等補助金では、昭和56年5月31日以前に工事が着手された木造住宅が対象でしたが、今回の住宅耐震化事業は地震で被災し、罹災証明(一部損壊以上)が発行された木造住宅であれば、**昭和56年6月1日以降**に建設された住宅も対象となります

【対象者】

上記の木造住宅の所有者

【支援内容】

○支援対象

(1)耐震診断

- ①**木造住宅**であること
- ②町税及び町に納付すべき使用料などが滞納がない方
- ③財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき、耐震診断資格者が実施する耐震診断
- ④耐震改修工事を具体的に検討している方
- ⑤他の制度による補助金を受けていない方

(2)耐震設計

- ①上記による耐震診断を**実施済**であること

(3)「耐震改修、傾斜修復」または「建替え」

- ①**耐震設計実施済**であること
- ②上部構造評点**1.0以上**で設計された設計図書に基づいた工事を実施すること
(段階的耐震改修工事といった2度に分けて工事を行う方法もあります)

○代理受領制度もあります

代理受領制度とは…住宅の耐震改修に関する補助金の交付に際して、申請者が工事費から補助金を差し引いた額を用意すればよい制度です。申請者が施工業者に、補助金を代理で受け取ることを委任することにより、当初の費用負担を軽減することができます

※傾斜修復は、「被災宅地等復旧支援事業」及び「住宅耐震化促進事業(本事業)」の対象となっているが、いずれかの制度を選択(両方の**併用不可**)

○交付基準

- ①耐震診断:上限額 **12万円**、補助率2/3
- ②耐震設計:上限額 **20万円**、補助率2/3
- ③「耐震改修」、「傾斜修復」または「建替え」:補助上限額 **310万円**、補助率100%

※建替え

住宅で公費の解体の支援を受けたものは、建替え補助の対象になりません

従前の住宅の耐震診断の評点のうち最小の値が1.0未満と判断された住宅、従前の住宅が「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」により倒壊の危険性があると判断された住宅

【必要書類】

(1)耐震診断

- ・事業計画の概要書(別紙第1号)
- ・経費の配分・収支予算書(別紙第2号)
- ・位置図・平面図
- ・登記事項証明書
- ・耐震診断見積書
- ・完納証明書
- ・罹災証明書(一部損壊以上)のコピー可

(2)耐震設計

- ・事業計画の概要書(別紙第1号)
- ・経費の配分・収支予算書(別紙第2号)
- ・位置図
- ・耐震診断結果
- ・耐震設計見積書
- ・完納証明書

(3)耐震改修工事・建替え

- ・経費の配分・収支予算書(別紙第2号)
- ・耐震改修等工事見積書
- ・完納証明書

(耐震改修工事の場合)

- ・事業計画の概要書(別紙第1号)
- ・位置図
- ・現況平面図
- ・補強計画図、補強方法を示す書類
- ・耐震診断結果
- ・現況のカラー写真
- ・段階型耐震改修工事を実施する誓約書(別紙第3号)

(建替えの場合)

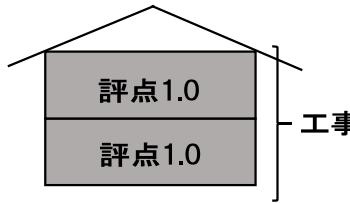
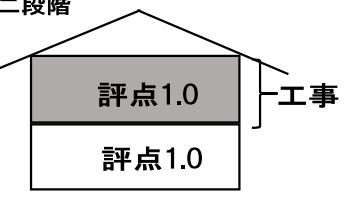
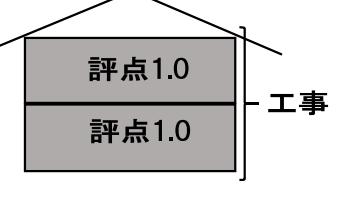
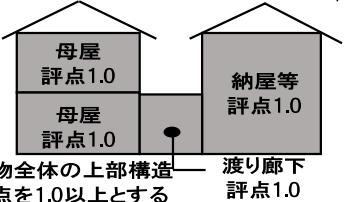
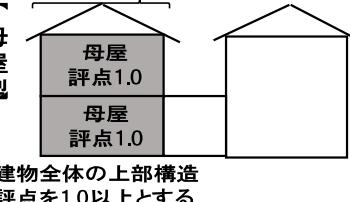
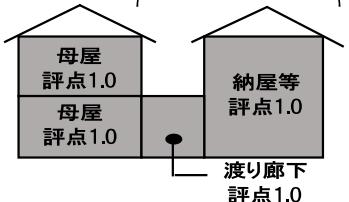
- ・確認申請書(建築物)
- ・省エネ基準で適合していることが確認できる書類

【問い合わせ先】 土木建設課 0767-72-3921

段階的耐震改修工事の補助制度

段階的改修とは、工事費用や生活スタイル等の理由により、二度に分けて(段階的に)耐震改修工事を行うもので、以下の3つの方法があります。

- ①階ごとに耐震改修を行う方法(階別型)
- ②評点を段階的に上げていく方法(評点型)
- ③生活上重要な部分から耐震改修を行う方法(母屋型)

通常耐震改修	段階的耐震改修	
 <p>建物全体の上部構造 評点を1.0以上とする</p>	<p>■ 第一段階 階別型 </p> <p>1階部分の上部構造 評点を1.0以上とする</p>	<p>■ 第二段階 </p>
 <p>建物全体の上部構造 評点を0.7以上とする</p>	<p>■ 第一段階 評点型 </p>	<p>■ 第二段階 </p>
<p>工事</p>  <p>建物全体の上部構造 評点を1.0以上とする</p>	<p>■ 第一段階 工事 母屋型 </p> <p>建物全体の上部構造 評点を1.0以上とする</p>	<p>■ 第二段階 工事 </p> <p>建物全体の上部構造 評点を1.0以上とする</p>

区分		工事内容
階層型	第一段階	2階建て住宅の1階部分の上部構造評点を1.0とする
	第二段階	住宅全体の上部構造評点を1.0以上とする
評点型	第一段階	住宅全体の上部構造評点を0.7以上とする
	第二段階	住宅全体の上部構造評点を1.0以上とする
母屋型	第一段階	構造的に分離された納屋等以外の住宅部分※の上部構造評点を1.0以上とする
	第二段階	住宅全体の上部構造評点を1.0以上とする

※ 原則として居間・寝室・台所・便所・浴室等その部分のみで居住可能なもの

中能登町内で住まいを「新築、購入、修繕」する世帯に対して、再建費用の一部を支援します。

【対象世帯】

次の全てに該当する世帯

- ①中能登町発行の罹災証明書の区分が半壊以上の世帯
- ②中能登町内で住宅を再建(新築、購入、修繕)する世帯
- ③町税等を滞納していない世帯

※次の場合はご注意ください

再建方法が新築、購入の場合は、原則、既存家屋を解体する必要があります。

法人または団体等は対象外です。

店舗兼住宅の場合は、住宅部分のみ対象となります。

被災世帯の全員が、交付申請までに亡くなられた場合は支給対象外です。

【申請期限(再建完了期限)】

令和10年3月31日 ※令和6年1月1日に遡って適用します。また、申請は1回限りとなります。

【給付金額】

(1)新築・購入・修繕等の工事費の10%
 (2)工事費から支援制度の合計額(※)を差し引いた額

(1)、(2)を比較し、
低い方の金額を給付
(※1)

※被災者生活再建支援金の加算支援金、自宅再建利子助成金、応急修理制度の合計額

※1 石川県へ申請し、対象世帯として給付を受けた場合のみ

$$\text{新築・購入} \quad \boxed{\text{石川県支援} \\ 200\text{万円(上限)}} + \boxed{\text{中能登町加算} \\ 50\text{万円(上限)}} = \boxed{250\text{万円} \\ (\text{合計・最大})}$$

【参考例①】 2,500万円で、中能登町内に住家を新築し生活を再建

(1)新築・購入等の10%

ア 石川県支援 : $2,500\text{万円} \times 10\% = 250\text{万円}$ (上限200万円)

イ 中能登町加算: $250\text{万円} - 200\text{万円(石川県支援上限)} = 50\text{万円(上限50万円)}$ ア+イ 合計 250万円

(2)工事費から支援制度の金額を差し引いた額

$2,500\text{万円} - 200\text{万円(被災者生活再建加算支援金)} - 300\text{万円(再建利子助成金)} = 2,000\text{万円}$

(1)と(2)を比較 (1) 250万円 < (2)2,000万円 → 給付金額 250万円(最大)

【参考例②】 1,900万円で、中能登町内に住家を新築し生活を再建

(1)新築・購入等の10%

ア 石川県支援 : $1,900\text{万円} \times 10\% = 190\text{万円}$ (上限200万円)

イ 中能登町加算: $200\text{万円(石川県支援上限)} を超えていないため対象外 = 0\text{円}$ ア+イ 合計 190万円

(2)工事費から支援制度の金額を差し引いた額

$1,900\text{万円} - 200\text{万円(被災者生活再建加算支援金)} - 300\text{万円(再建利子助成金)} = 1,400\text{万円}$

(1)と(2)を比較 (1) 190万円 < (2)1,400万円 → 給付金額 190万円

$$\text{修繕} \quad \boxed{\text{石川県支援} \\ 100\text{万円(上限)}} + \boxed{\text{中能登町加算} \\ 25\text{万円(上限)}} = \boxed{125\text{万円} \\ (\text{合計・最大})}$$

【参考例①】 1,250万円で、中能登町内に住家を修繕し生活を再建

(1)修繕工事費の10%

ア 石川県支援 : $1,250\text{万円} \times 10\% = 125\text{万円}$ (上限100万円)

イ 中能登町加算: $125\text{万円} - 100\text{万円(石川県支援上限)} = 25\text{万円(上限25万円)}$ ア+イ 合計 125万円

(2)工事費から支援制度の金額を差し引いた額

$1,250\text{万円} - 100\text{万円(被災者生活再建加算支援金)} - 300\text{万円(再建利子助成金)}$

$- 70.6\text{万円(応急修理制度)} = 779.4\text{万円}$

(1)と(2)を比較 (1) 125万円 < (2)779.4万円 → 給付金額 125万円(最大)

【参考例②】 900万円で、中能登町内に住家を修繕し生活を再建

(1)修繕工事費の10%

ア 石川県支援 : $900\text{万円} \times 10\% = 90\text{万円}$ (上限100万円)

イ 中能登町加算: $100\text{万円(石川県支援上限)} を超えていないため対象外 = 0\text{円}$ ア+イ 合計 90万円

(2)工事費から支援制度の金額を差し引いた額

$900\text{万円} - 100\text{万円(被災者生活再建加算支援金)} - 300\text{万円(再建利子助成金)}$

$- 70.6\text{万円(応急修理制度)} = 429.4\text{万円}$

(1)と(2)を比較 (1) 90万円 < (2)429.4万円 → 給付金額 90万円

※中能登町加算は、新築・購入、修繕ともに工事費の10%が石川県支援上限を超えない場合、対象外です。

【問い合わせ先】 住民窓口課 0767-72-3132

住居が被災したことにより、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた世帯が、県内の民間賃貸住宅や公営住宅に入居する際の費用や、応急的な住まいから自宅等への転居費用を支援します。

【対象世帯】次のいずれかに該当する世帯

- ①全壊、大規模半壊、中規模半壊または半壊の罹災証明書の交付を受けた世帯
- ②敷地被害解体世帯、長期避難世帯
- ③建設型応急住宅、賃貸型応急住宅、公営住宅(目的外使用)入居者で供与期間内に退去した世帯

【支援内容】

○支援対象

住居が被災したことにより、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた世帯が、県内の住宅を賃貸する場合に必要となる費用に対して、1世帯あたり1回に限り助成する。

○交付基準

一律:20万円

※賃貸型応急住宅として入居している世帯が2者契約に切り替えた場合も適用されます。

【必要書類】

- ・罹災証明書の写し
- ・民間賃貸住宅に入居する世帯全員が記載された住民票(続柄記載のもの)
- ・入居した民間賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写し

【問い合わせ先】 土木建設課 0767-72-3921

住居が被災したことにより、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた世帯が、県内の公営住宅に入居した際に必要となる費用(照明・コンロ等の初期設備費用相当額)を支援します。

【対象世帯】次のいずれかに該当する世帯

- ①全壊、大規模半壊、中規模半壊または半壊の罹災証明書の交付を受けた世帯
- ②敷地被害解体世帯、長期避難世帯
- ③建設型応急住宅、賃貸型応急住宅、公営住宅(目的外使用)入居者で供与期間内に退去した世帯

【支援内容】

○支援対象

住居が被災したことにより、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた世帯が、県内の公営住宅に入居した際に必要となる費用に対し、1世帯あたり1回に限り助成する。

○交付基準

一律:10万円

※被災者として入居している世帯が通常世帯に切り替えた場合も適用されます。

【必要書類】

- ・罹災証明書の写し
- ・公営住宅に入居する世帯全員が記載された住民票(続柄記載のもの)
- ・公営住宅の入居決定が確認できる書類(決定通知書や許可書等)の写し

【問い合わせ先】 土木建設課 0767-72-3921

住居が被災したことにより、応急的な住まい(仮設住宅)から県内の恒久的な住まい(自宅、民間賃貸住宅、公営住宅)への転居に要する費用または、賃貸型応急(みなし)住宅から建設型応急住宅への転居に要する費用を支援します。

【対象世帯】

次のいずれかに該当する世帯

- ①全壊、大規模半壊、中規模半壊または半壊の罹災証明書の交付を受けた世帯
- ②長期避難世帯、敷地被害解体世帯
- ③建設型応急住宅、賃貸型応急住宅、公営住宅(目的外使用)入居者で供与期間内に退去した世帯

【支援内容】

○支援対象

- ①賃貸型応急住宅等から建設型応急住宅への転居
- ②応急的な住まいから県内の恒久的な住まい(新築・購入・補修する住宅又は賃貸住宅もしくは公営住宅)への転居

※賃貸型応急住宅として入居している世帯が2者契約に切り替えた場合など、引っ越しを伴わない場合は対象とはなりません。

※賃貸型応急住宅から建設型応急住宅への転居、応急仮設住宅等から恒久的住まいへの転居はそれぞれ1回ずつ受給できます。

例:子どもの家、親戚宅、納屋等で生活されていた方が、引っ越しを伴う転居をする場合は対象となります。

○交付基準

一律:**10万円**

【必要書類】

- ・罹災証明書の写し
- ・再建した住宅に入居する世帯全員が記載された住民票(続柄記載のもの)
- ・転居先への入居に関する契約書等の写し

【問い合わせ先】 土木建設課 0767-72-3921

空き家バンクに登録され、売買契約または賃貸契約が成立した物件の家財道具等の処分費を支援します。

【対象者】

空き家バンクに登録され、売買契約または賃貸契約が成立した物件の登録者または購入者で、
家財道具等の処分をした者

【助成額】

家財道具等の処分費の実費相当分

上限: **15万円** ※空き家等解体支援補助金を受けた場合は対象外となります

【問い合わせ先】 企画情報課 0767-74-2806

空き家バンクに登録され、売買契約が成立した物件の改修や修繕に係る費用を支援します。

【対象者】

次の全てに該当する方

- ①空き家バンクを通じて物件を購入し居住する方
- ②定住促進奨励金の交付決定を受けている方

【支援内容】

生活に必要な場所(台所、浴室、トイレ等)の改修費用の2分の1 **上限:50万円**

【問い合わせ先】 企画情報課 0767-74-2806

一戸建て住宅を新築し入居することを目的に、空き家バンクで購入した物件を解体する場合に、解体費用の一部を支援します。

【対象者】

次の全てに該当する方

- ①空き家バンクを通じて物件を購入した方
- ②購入物件の解体後、3年以内に新築住宅を建設し、居住する方
- ③建築した新築住宅について、定住促進奨励金の交付決定を受けている方

【支援内容】

解体費用の2分の1 **上限:30万円**

※許可業者による施工が条件

【問い合わせ先】 企画情報課 0767-74-2806

中能登町で住宅を取得し定住する方に最大100万円の奨励金を交付します。

【対象者】

- 町外から転入された世帯
 - 転入前後1年以内に住宅を取得していること
 - (Uターンの方の場合)町外への転出期間が2年を超えていていること

- 町内にお住まいの世帯
 - 現在お住まいの同一敷地外に住宅を取得すること
 - ※ 世帯全員の転居や建て替え等による場合を除きます

【支援金額】

- 町外から転入された世帯
 - 45歳未満の単身世帯 新築住宅 50万円 中古住宅 25万円
 - 45歳未満の家族世帯 新築住宅 60万円 中古住宅 30万円
 - 45歳以上の単身世帯 新築住宅 25万円 中古住宅 10万円
 - 45歳以上の家族世帯 新築住宅 30万円 中古住宅 15万円

《子育て応援加算》※町外から転入された世帯のみ

- 新築または中古住宅取得日時点で、義務教育以下の子どもが同居している場合
 - ・義務教育以下の子ども 2人目まで 1人につき20万円加算
 - ・義務教育以下の子ども 3人目から 1人につき10万円加算

○町内にお住まいの世帯

- 45歳未満の単身世帯 新築住宅 20万円 中古住宅 10万円
- 45歳未満の家族世帯 新築住宅 30万円 中古住宅 15万円
- 45歳以上の単身世帯 新築住宅 10万円 中古住宅 10万円
- 45歳以上の家族世帯 新築住宅 15万円 中古住宅 10万円

《町内建築業者と契約し新築した場合》

新築住宅建築工事費の2.5%相当額を加算(最大50万円まで)

全ての条件に適応した合計額の100万円を限度とします。

【申請期限】

- 町外から転入された世帯 転入後1年以内
- 町内にお住まいの世帯 住宅取得後1年以内

【問い合わせ先】 企画情報課 0767-74-2806

町内に新たに事業を開始し、創業する方を対象に補助金を交付します。

【対象者】

次の全てに該当する個人

- ①中能登町に住民票を有し、営業開始時点において被雇用者でない者
- ②法人を設立または個人事業主として創業する者
- ③申請時点で開業届が未提出(法人の場合は法人登記前)であること
- ④中能登町商工会へ加入すること
- ⑤中能登町特定創業支援事業による支援を受け、特定創業支援事業証明書の交付を受けている者
- ⑥町民税の滞納がない者

【対象となる事業】

町内において新たに事業所または店舗を新設し、申請年度内に営業開始する事業
 風俗営業や政治活動、宗教活動を目的とする事業ではないもの
 フランチャイズ契約に基づく事業ではないもの など(詳しくはお問い合わせください)

【支援内容】

○支援対象経費

- ・事業所等の新築・増改築・設備工事に関するもの
- ・賃貸店舗の賃借料(最大12か月分)
- ・備品購入費
- ・開業費(ホームページ作成や広告宣伝費等)
- ・特定の外構工事費用 など (詳しくはお問い合わせください)

○交付基準

年齢要件	補助率	補助上限	若者応援加算※1	移住者応援加算※2
申請時点で65歳未満の者	対象経費の3/4	250万円	補助上限に25万円加算	補助上限に25万円加算
申請時点で65歳以上の者		150万円		

※1 申請時点で45歳以下の方 ※2 申請時点からさかのぼって1年以内に転入された方

【必要書類】

- ・事業計画書
- ・創業に伴う事業計画確認書
- ・補助対象経費に係る見積書
- ・納税証明書
- ・(新築、増改築、設備工事費の場合)平面図など施工実施箇所や施工内容のわかる書類

【問い合わせ先】 企画情報課 0767-74-2806

令和6年能登半島地震で被災した町内事業者に対し、事業再建及び経営安定を図るため、国県の補助金に上乗せして補助します。いずれも、国県の補助金を受けた方が対象です。

【補助金額】

県補助金等の交付対象経費から、県補助金等の交付確定額を差し引いた額の2分の1

県補助金等	補助上限額
石川県なりわい再建支援補助金の交付を受けた場合	100万円
小規模事業者持続化補助金「災害支援枠(令和6年能登半島地震)」の交付を受けた場合	50万円
中小企業者持続化補助金「災害支援枠(令和6年能登半島地震)」の交付を受けた場合	50万円
営業再開支援補助金の交付を受けた場合	50万円

【問い合わせ先】 企画情報課 0767-74-2806

令和6年能登半島地震で被災した町外の事業者が、町内へ事業所を移転する場合、移転に伴う経費の一部を支援します。

【対象者】

次の全てに該当する中小事業者および個人事業主

- ①令和6年1月1日時点で事業を営んでおり、町内への移転後3年以上事業を営む予定であること
- ②中能登町商工会に加入すること
- ③移転前の自治体で市町村税の滞納がないこと

【支援内容】

○支援対象経費

- ・事業所等の新築・増改築・物件購入・設備工事に関するもの
- ・賃貸店舗の賃借料(最大12か月分)※敷金・礼金を除く
- ・開業費(ホームページ作成や広告宣伝費等)
- ・特定の外構工事費用

など (詳しくはお問い合わせください)

○交付基準

上限:300万円 補助率:3/4

【申請期限】 令和9年3月31日

【問い合わせ先】 企画情報課 0767-74-2806

町内に事業所を新設・増設される企業に対して支援を行います。

【対象となる企業】※条件あり

○新設

中能登町内に新規に事業所を設置する企業

○増設

町内に事業所を有する企業が、事業規模拡大または新規事業を目的として事業所を増設する場合

【交付基準】 上限 2億円

【問い合わせ先】 企画情報課 0767-74-2806

町内企業の正規雇用労働者の雇用や雇用環境の改善を支援します。

【対象となる企業】

町内に事業所を有する企業

【支援内容】

○正規雇用者(町内居住者)を採用した場合

対象労働者1人につき10万円

対象労働者が40歳未満の場合 5万円加算

非正規雇用労働者を正規雇用した場合 5万円加算

【交付基準】

事業者1年度あたり 上限100万円

【問い合わせ先】 企画情報課 0767-74-2806

中能登町に定住し、町内で就業する若者の奨学金返還の一部を支援します。

【対象者】

次の全てに該当する個人

①大学等の在学中に奨学金を借り入れ、返還義務がある方

②就業日・転入日・奨学金返還開始日のいずれか遅い日が次の日付以降であること

　　日本学生支援機構：令和3年4月1日以降

　　石川県育英資金：令和5年4月1日以降

③申請年度末日時点で35歳未満 かつ、申請日より 5年以上町内に定住する意思を有する方

④町内事業所等(※)に正規就業している方または個人事業者として事業を営んでいる方

　　※町内に本社・支店・工場等を持つ事業所(ただし、公務員は対象外)

⑤ 奨学金返還助成を他の制度から受けていない方

⑥町税等の滞納がない方

【支援内容】

○支援対象

・独立行政法人日本学生支援機構 第一種(無利子)および第二種(有利子)

・石川県育英資金

○交付基準

返還金額の2/3 (最大20万円／年)

補助期間：最長5年間(初年度交付申請から継続)

【申請期間】 毎年4月～10月31日まで

【問い合わせ先】 企画情報課 0767-74-2806

ふるさとの復旧復興 1 地域コミュニティ施設等再建支援事業

被災した地域・集落の地域コミュニティを維持するために、復旧が必要と町長が認定する施設等(集会所、神社など)の再建に要する費用の一部を支援します。

【対象施設】

地域コミュニティ維持のために復旧が必要と町長が認定する施設等(※条件有り)

【支援内容】

地域コミュニティ施設の ①建替、 ②修繕にかかる費用

【支援金額】 対象経費の3/4(上限:1,200万円)

※復旧済みの施設であっても、**遡及**して交付の対象とする。

【問い合わせ先】 総務課 0767-74-1234

ふるさとの復旧復興 2 共同墓地復旧支援事業

集落共有の墓地における通路や擁壁等の共有部分の復旧に要する費用の一部を支援します。

【対象となる墓地】

集落共有墓地の共有部分(地方公共団体、宗教法人及び個人等が経営主体の墓地は対象外)

【支援対象】

- ①墓地等における共有部分(通路、外構、水道施設、建築物など)の復旧経費
- ②共有部分に倒壊した墓石の移設工事に係る経費

【支援金額】 対象経費の1/2(上限:1,200万円)

【問い合わせ先】 健康保険課 0767-72-3129

ふるさとの復旧復興 3 私道復旧事業

被災した集落等における住民の生活環境の早期回復を図るため、公道と集落等を結ぶ生活道路である私道の復旧に係る費用の一部を支援します。

【支援対象】

被災した生活道路である私道(民有地)の原型復旧に要する費用で、次の全ての要件を満たすもの

- ①一般交通の用に供しているものであること
- ②公道に接続するものであること
- ③幅員が概ね1.8m以上あること
- ④所有者の異なる住宅が連坦して2戸以上建ち並んでいるものであること
- ⑤集落等で維持管理しているものであること

【支援金額】 対象支援経費の2/3(上限:1件あたり1,200万円)

【問い合わせ先】 土木建設課 0767-72-3920

被災した集落等における住民の生活環境の早期回復を図るため、地域に密着した生活道路等(法定外公共物)の復旧に係る費用を支援します。

【支援対象】

地区が管理する法定外公共物(用悪水路、公衆用道路)の早期復旧に要する費用で、次の全ての要件を満たすもの

- ①区(地区)で維持管理している施設であること
- ②該当する被災路線の沿線又は延長線上に2戸以上の関係受益者が存在すること
- ③私道復旧事業など、他の補助事業の対象の該当に当てはまらないもの

事業費:41万円以上 補助率:7/8 補助上限額:1件あたり**850万円**

【問い合わせ先】 農林課 0767-72-3923

令和6年能登半島地震により、ご自宅での居住ができなくなった方への一時的な住まいとして、民間の賃貸型応急住宅を利用することができます。

【対象者】

- ①自然災害により、住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない方
- ②半壊(大規模半壊、中規模半壊を含む)であっても、住宅としての再利用ができず、やむを得ず解体を行う方
- ③二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路等)が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けている(※1)など、長期にわたり(※2)自らの住宅に居住できないと町長が認める方(※3)
- ④災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する方のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる方(半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な方に限る。)
- ⑤その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた方

(※1)雨が降れば避難指示等が発令されるような場合を含む。

(※2)対策に概ね1か月以上かかり自らの住宅に居住できない場合を指す。

(※3)応急危険度判定により、「危険(赤)」と判定され、住宅への立ち入りが困難な方を含む

【制度の内容】

(1)入居期間

入居日から2年以内(災害時に賃貸住宅・公営住宅に居住されていた方は1年以内)

(2)住宅の条件

- ①1か月あたりの家賃が参考以下であるもの
(家賃を超過するものは認められず、超過分を個人負担することもできません)
- ②貸主から同意を得ているもの
- ③不動産事業者(仲介業者)が斡旋した住宅であること(ただし、貸主・管理会社が不動産事業者等の場合は個別相談)
- ④原則、耐震性が確保されている住宅であること

※被災者と貸主すでに1月1日以降に契約されて入居済の場合は、契約のやり直しを行って、支払済の費用のうち、行政負担分を遡って精算することが可能です。

【必要書類】

- ・石川県賃貸型応急住宅入居申込書
- ・入居希望物件概要書
- ・同意書
- ・誓約書
- ・申出書
- ・住民票(世帯全員分)
- ・罹災証明書の写し
- ・被害状況写真

申請期限終了

県営住宅の供与

令和6年能登半島地震により、ご自宅での居住ができなくなった方への一時的な住まいとして、県営住宅を提供します。

【対象者】

- ①自然災害により、住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない方
- ②半壊(大規模半壊、中規模半壊を含む)であっても、住宅としての再利用ができない方

【制度の内容】

(1) 入居期間

入居日から2年以内(災害時に賃貸住宅・公営住宅に居住されていた方は1年以内)

(2) 使用料

- ①家賃、敷金、駐車場使用料は不要
- ②共益費、自治会費、電気ガス水道料等は入居者が負担

【必要書類】

- ・申請書
- ・誓約書
- ・罹災証明書
- ・住民票の写し

申請期限終了

被災家屋の解体(公費解体)

所有者の申請に基づき、町が所有者に代わって半壊以上の被害を受けた家屋等(倉庫、事業所などを含む)の解体・撤去を行う制度です。

【対象家屋】

- ①罹災証明書(被災証明書)で半壊以上の判定を受けた家屋等とその基礎
- ②家屋等に附属する浄化槽・便槽等

【申請ができる方】(詳しくは、担当課へ)

- ①家屋の所有者、 ②中小企業(中小企業法第2条に該当)、 ③公益法人等

【必要書類】

- ・申請書【実印の押印が必要】
- ・印鑑登録証明書(法人の場合は、印鑑証明書)<発災日以降の日>
- ・身分証明書の写し
- ・罹災証明書の写し
- ・建物配置図
- ・登記事項証明書(登記簿謄本)【原本】
- ・被災状況が分かる写真(撮り方はHP参照)
- ・委任状(代理人が申し込みをする場合)
- ・商業・法人登記簿謄本【原本】(所有者が中小企業者または法人の場合)
- ・その他各種条件により、同意書または戸籍謄本【原本】等の書類が必要です。

令和6年能登半島地震により被災した農業者の早期の営農再開のため、被災した農業用施設・機械の再建等の支援をするものです。

【対象者】

令和6年能登半島地震によって、被害を受けた農業者

【支援内容】

支援内容	補助率
①農産物の生産・加工に必要な施設の修繕又は再取得	農業用ハウスの場合 共済加入者:9/10以内 共済未加入者 7/10以内 その他 9/10以内
②被災施設修繕に必要な資材購入	
③農産物の生産・加工に必要な機械の修繕又は再取得	9/10以内
④農業用ハウス等に流入した土砂の除去	7/10以内
⑤共同利用により営農再開するための施設・機械の取得	9/10以内
⑥被災した施設の撤去	7/10以内
⑦被災した施設等の補強	7/10以内
⑧農業専用トラックの修繕又は再取得	9/10以内

【必要書類】

- ・要望申込書
- ・被災証明書※(または罹災証明書)
- ・被害写真
- ・経営状況が確認できる資料(青色または白色申告書の写し、出荷伝票、共済細目書など)
- ・見積書(原則3社)
 - ※3社未満の場合、着工済みの場合 3社未満理由書
 - ※着工済みの場合 金額のわかるもの(請求書、領収書)
- (再建・再取得の場合) 修繕不能証明書
- (保険や共済へ加入済みの場合) 保険または共済の証書の写し
- (施設や機械を貸借している場合) 貸借契約書の写し
- (農業用機械の場合) カタログなど型番や性能がわかるもの
- (農業用施設の場合) 図面や課税台帳など面積がわかるもの
- ・その他必要書類

令和6年能登半島地震
復興支援補助金申請のご案内

第2版

令和7年12月発行

発行 中能登町

〒929-1792 石川県鹿島郡中能登町末坂9部46番地
電話番号 0767-74-1234 (代表)
開庁時間 8時30分～17時15分
(土曜・日曜・祝日および年末年始は除く)

